

医政発0927第10号

平成25年9月27日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

(公印省略)

「非医療従事者による自動体外式除細動器 (AED) の使用について」
の一部改正について

非医療従事者を対象とした自動体外式除細動器 (AED) の講習内容につきましては、これまで「非医療従事者による自動体外式除細動器 (AED) の使用について」の一部改正及び「自動体外式除細動器 (AED) の講習内容の取りまとめについて」の廃止について」(平成24年9月21日付医政発0921第11号厚生労働省医政局長通知。以下「医政局長通知」という。)により、一般市民、一定頻度で対応が想定される者及び講師養成のための講習内容を示し、対応をお願いしてきたところです。

今般、一般財団法人日本救急医療財団が主催する「非医療従事者による AED 使用のあり方特別委員会」において作成された「AED の適正配置に関するガイドライン」の中で、胸骨圧迫のみの心肺蘇生と AED を組み合わせた講習 (以下「入門講習」という。) が示されました。この入門講習については、一般市民を対象とした既存の講習同様に有効性が示されるとともに、入門講習の実施による一般市民への更なる心肺蘇生法の教育・普及が期待されています。

これを踏まえ、別紙のとおり「非医療従事者による AED の使用を促すための入門講習」を医政局長通知に追加したので、その内容について御了知いただくとともに、管内の市町村 (政令市、中核市及び特別区を含む。)、関係機関、関係団体等に周知していただくようお願いいたします。

記

改正内容

医政局長通知の記3中の一部を別紙1の新旧対照表のとおり改め、同通知中の別紙2を別添1に改める。

「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」

新	旧
<p>1～2 (略)</p> <p>3 一般市民を対象とした講習 AEDの使用に関する講習については、救命の現場に居合わせてAEDを使用する一般市民が心停止者の安全を確保した上で積極的に救命に取り組むため、その受講が奨奨されるものであること。 講習の内容及び時間数については、別添1によることが適当であること。 なお、講習の実施に当たっては、受講する者に過度の負担を生じさせることなく、より多くの国民にAEDの使用を普及させる観点から、講師の人選、生徒数、実習に用いるAEDの数等を工夫の上、講義と実習を組み合わせることにより、概ね3時間程度で、必要な内容について、効果的な知識・技能の修得に努めること。また、<u>短時間で習得することのできる入門講習も積極的に活用すること。</u></p> <p>4～7 (略)</p>	<p>1～2 (略)</p> <p>3 一般市民を対象とした講習 AEDの使用に関する講習については、救命の現場に居合わせてAEDを使用する一般市民が心停止者の安全を確保した上で積極的に救命に取り組むため、その受講が奨奨されるものであること。 講習の内容及び時間数については、別添1によることが適当であること。 なお、講習の実施に当たっては、受講する者に過度の負担を生じさせることなく、より多くの国民にAEDの使用を普及させる観点から、講師の人選、生徒数、実習に用いるAEDの数等を工夫の上、講義と実習を組み合わせることにより、概ね3時間程度で、必要な内容について、効果的な知識・技能の修得に努めること。</p> <p>4～7 (略)</p>